



国海安第 134 号
平成 22 年 12 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 久保田 秀夫



「燃料油の補給作業に伴う船舶間貨物油積替え」に関する規制の適用について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 33 号)並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 22 年国土交通省令第 56 号)が施行されることにより、平成 23 年 1 月 1 日(以下、「施行日」といいます。)以降、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数 150 トン以上の日本国籍タンカーには、船舶間貨物油積替作業手引書(以下、「手引書」といいます。)を作成し、これを当該タンカー内に備え置き又は掲示することが必要になります。ただし、経過措置規定により、施行日までに建造され、若しくは建造に着手された船舶にあっては、施行日以降最初に行われる定期検査若しくは中間検査が開始される日又は平成 24 年 4 月 1 日のいずれか早い日まで、手引書に係る規定は適用されません。

平成 22 年 12 月 6 日付国総海第 55 号で明確化されているとおり、燃料油の補給作業に伴う船舶間での油の積替えは、手引書を備え置くべき貨物油の積み替えには該当しませんので、燃料油の補給作業に伴う船舶間貨物油積替えのみを実施する総トン数 150 トン以上のタンカーについては、手引書を作成する必要はなく、海洋汚染等防止検査手帳及び国際油汚染防止証書に手引書の備え置きに関する記載をする必要もありません。

関係の皆さまに周知して頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上